

第2期

八王子市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

平成25～29年度

生活習慣病予防のために

「自分で、家庭で、地域で、

笑顔あふれる健康なまちづくり」

(八王子市保健医療計画 基本理念)



八 王 子 市

1. 計画策定の背景

糖尿病等の生活習慣病は自覚症状がなく進行し、死亡や要介護状態になること等の主な原因の一つとなっています。健康・長寿はすべての人の願いであることから、健康診査を受けることで自らの健康状態を把握し、生活習慣病を予防して健康寿命を延ばすことが重要となっています。

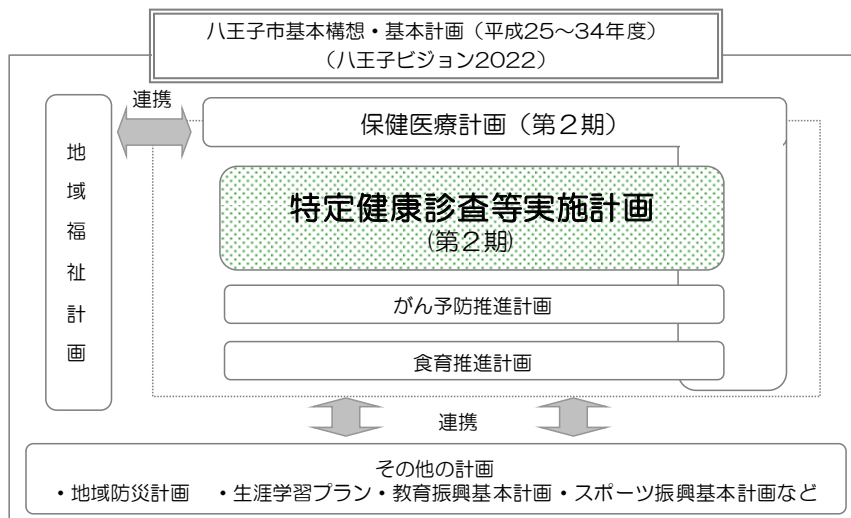
本市では、平成 20 年 3 月に「八王子市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第 1 期)」を策定し、平成 20 年 4 月から特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

平成 23 年度の状況は、特定健康診査の実施率 46.7%、特定保健指導の実施率 24.1%と、平成 24 年度のそれぞれの目標である 65%、45%を下回っています。

また、医療費に占める生活習慣病の割合が、平成 23 年 5 月で 36.7%を占めている現状を踏まえて、平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月までの第 2 期計画を策定し、特定健康診査・特定保健指導を更に進めていくこととします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「保健医療計画」を上位計画とする、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条により各保険者が策定することを義務付けられた「特定健康診査等の実施に関する計画」と位置付けます。



3. 市民アンケート調査の実施

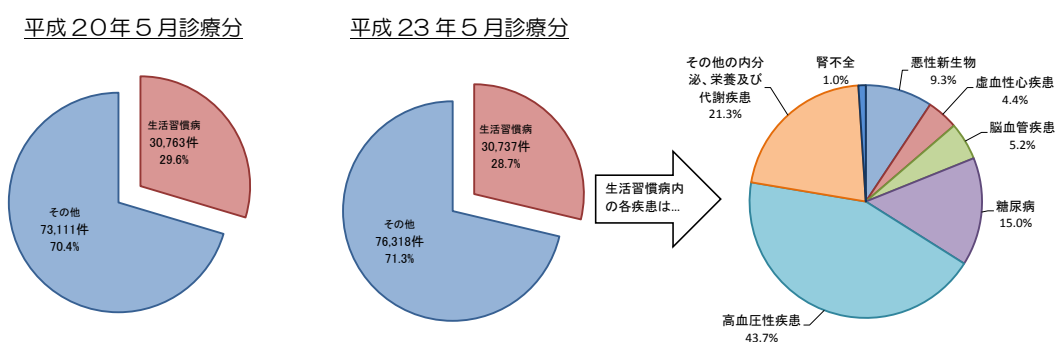
本計画の策定にあたって、市民の声を十分に反映した結果とするために、平成 24 年 9 月に、平成 20—23 年度の 4 年間に一度も特定健康診査を受けていない 3,000 名に対し「特定健康診査、特定保健指導等アンケート調査」を実施しました（回答率は 26.0%）。

4. 八王子市国民健康保険と加入者の状況

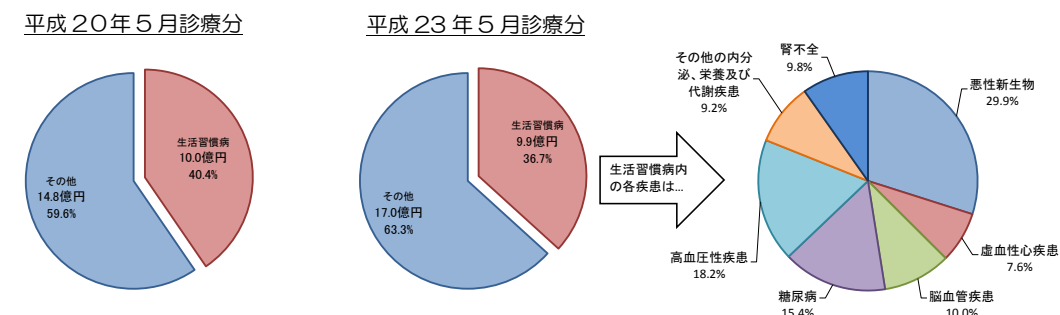
平成23年5月診療分の入院・入院外の合計に関し、生活習慣病は件数では28.7%、医療費では36.7%を占めています。第1期開始当初の平成20年5月診療分と比較すると、件数・医療費ともに減少しています。

平成23年5月診療分の生活習慣病の内訳をみると、「高血圧性疾患」が生活習慣病件数の43.7%(医療費では18.2%)に達しています。また「糖尿病」が生活習慣病件数の15.0%(医療費では15.4%)を占めています。

受診件数



医療費



※「疾病別 医療費分析システム」東京都国民健康保険団体連合会

5. 第 1 期の状況

(1). 全国の状況

特定健康診査の実施率及び特定保健指導の実施率については、第 1 期の目標は、平成 24 年度までに特定健康診査の実施率 65%、特定保健指導の実施率 45%となっています。

しかし、平成 22 年度の確報値で、特定健康診査の全国平均実施率 43%、特定保健指導の実施率 13%と、目標達成が困難な状況です。保険者別実施状況は次のとおりです。

	全体	市町村 国保	国保 組合	全国健康 保険協会	船員 保険	健康保険 組合	共済 組合
特定健康診査の 実施率	43.2%	32.0%	38.6%	34.5%	34.7%	67.3%	70.9%
特定保健指導の 実施率	13.1%	19.3%	7.7%	7.4%	6.3%	14.5%	8.7%

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導の対象者数の減少率）については、第 1 期の目標は、平成 24 年度において平成 20 年度に比べ 10%減少となっています。平成 22 年度の確報値で 7.9%と、目標値を下回っています。

(2). 本市の状況

平成 23 年度の状況で、特定健康診査の実施率 47%、特定保健指導の実施率 24%と、目標達成が困難な状況です。

		平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
特定健康診査の 実施率	目標	45%	50%	55%	60%	65%	
	実施状況	48.7%	46.4%	47.2%	46.7%	-	
特定保健指導の 実施率	目標	35%	40%	45%	50%	60%	
	実施状況	11.5%	19.1%	21.1%	24.1%	-	
		動機付け支援	13.2%	22.5%	25.7%	29.2%	-
		積極的支援	6.3%	9.2%	8.7%	10.3%	-

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導の対象者数の減少率）については、第 1 期の目標は、平成 24 年度において平成 20 年度に比べ 10%減少となっています。

平成 23 年度の状況で、減少率 16%となっており、こちらは第 1 期の目標を達成しています。

注)メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率は、特定健康診査実施者データに年齢補正をおこなって算出しますが、平成 24 年 11 月時点で、「全国平均的な年齢・性別構成のモデル」は発表されていないため、本数値は年齢補正前の数値を用いています。

6. 第2期の目標及び実施者数見込み

特定健康診査の実施率及び特定保健指導の実施率については、平成29年度に60%になるように段階的に目標を設定します。

		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
特定健康診査	実施率	48%	51%	54%	57%	60%	
	実施者数	56,300	60,800	65,500	69,100	72,700	
特定保健指導	対象者数	動機付け支援	5,100	5,475	5,925	6,225	6,525
		積極的支援	1,700	1,825	1,975	2,075	2,175
		計	6,800	7,300	7,900	8,300	8,700
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%	
	実施者数	動機付け支援	1,700	2,200	2,600	3,000	3,900
		積極的支援	600	700	900	1,100	1,300
計		2,300	2,900	3,500	4,100	5,200	

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率については、平成20年度に比べ平成29年度25%減少と目標を設定します。

注) 第2期におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の定義は従来のものから、内科系8学会の基準によるものに変更となります。

7. 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

特定健康診査及び特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を行い、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を目的とします。

「特定健康診査」は、自らの生活習慣を振り返る機会と位置付け、メタボリックシンドロームに着目した健康診査をおこないます。

「特定保健指導」は、生活習慣病のリスクに応じて、2つの支援をおこないます。リスクを有する人を対象にした「動機付け支援」、さらにリスクの高い人を対象とした「積極的支援」をおこないます。

8. 特定健康診査実施率向上のためのアプローチ

取り組み内容		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ア 周知広報活動						
a・b	広報やホームページを利用し、早期発見や予防につなげる特定健康診査についてお知らせします。	継続	→	→	→	→
a・b	健康づくりのイベントなどを通じ、特定健康診査についてPRします。	継続	→	→	→	→
イ 未健診者への勧奨						
a-1	効果的な対象者への勧奨を実施します。	継続	→	→	→	→
a-2	効果的な文案を作成します。	継続	→	→	→	→
a-3	対象者全員に送付する受診券を、全員に対する勧奨の機会と捉え、文案等を作成します。	継続	→	→	→	→
ウ 継続健診の勧奨						
a	受診券に前年・前々年の健診結果を載せて、身体の変化が分かることをアピールします。	継続	→	→	→	→
エ 利便性の向上						
a-1	がん検診と同時健診ができることをアピールします。	継続	→	→	→	→
a-2	がん検診とセット健診を実施します。	検討	実施	→	→	→
b	市民のニーズに応えながら、効果的な健診期間で実施します。	継続	→	→	→	→
c	医療機関と協議しながら、混み合う時期などを周知します。	継続	→	→	→	→
d	近隣市の医療機関で健診を実施します。	検討	→	→	実施	→
e	土日受けることができる医療機関の情報を周知します。	検討	実施	→	→	→
オ 他の健診との連携						
a	特定健康診査の検査項目が含まれる人間ドックに補助します。	検討	→	実施	→	→
b	事業主健診の結果の受領は、国の検討経過を注視します。	検討	→	→	→	実施

9. 特定保健指導実施率向上のためのアプローチ

取り組み内容		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ア 周知・広報活動						
(ア) 対象の方に						
a	特定健康診査の結果を医療機関から説明する際に、医師から特定保健指導の必要性を勧めるよう整備します。	継続	→	→	→	→
b	利用券を個別に送付するとともに、各年齢層に合ったチラシを同封します。	継続	→	→	→	→
c	利用勧奨電話を休日にも行い、実施率が低く、電話のつながりにくい40代、50代に直接利用を呼びかけていきます。	継続	→	→	→	→
(イ) 市民・国保加入者の全体に						
a	広報誌や市のホームページや国保のしおり等において特定保健指導の内容や方法について広く周知します。	継続	→	→	→	→
b	出前講座で特定保健指導を知ることができる機会を提供します。	継続	→	→	→	→
c	特定健康診査を行う医療機関に特定保健指導のポスターを掲示し、制度について広く周知を図ります。	継続	→	→	→	→
(ウ) 地域資源の活用による周知						
a	健康づくりのイベントなどの機会を通じ特定保健指導についてPRします。	継続	→	→	→	→
b	町会・自治会を通じ、特定保健指導についてPRします。	継続	→	→	→	→
c	商工団体を通じ、自営業者などへの啓発を実施します。	継続	→	→	→	→
イ 利便性の向上						
a	特定保健指導の実施場所については指導を受ける人の利便性に配慮して設定します。	検討	→	実施	→	→
b	利用率の低い地域については新たに実施場所を展開します。	検討	→	実施	→	→
c	土・日に八王子駅南口総合事務所にて特定保健指導をおこなっていきます。	継続	→	→	→	→
ウ 新しい保健指導のあり方の検討・構築						
a	特定健康診査の結果を医療機関から説明する際に、保健指導の初回面接を実施します。	検討	→	→	→	実施
エ 質の高い保健指導サービスの維持						
a	特定保健指導利用者にとって満足度の高い保健指導を実施します。	継続	→	→	→	→
b	減量・データ改善を目指した効果的な保健指導を実施します。	継続	→	→	→	→
c	人材育成・研修参加(OJT・OFF-JT)を通じて、指導者の資質の向上に努めます。	継続	→	→	→	→
オ ポピュレーションアプローチとの連携						
	ポピュレーションアプローチと連携し、市民全体の生活習慣病の発症と重症化の予防を目指します。	継続	→	→	→	→
カ 魅力ある特定保健指導プログラムの開発						
a	特定保健指導の受託事業者と連携・協力のうえ、達成感や楽しさを感じられるプログラムを開発します。	検討	→	→	実施	→
b	複数のプログラムを用意し、特定保健指導において、利用者の選択肢を広げます。	検討	→	→	実施	→
c	一人ひとりにあった(年代別、性別)特定保健指導プログラムを開発します。	検討	→	→	実施	→
d	6か月間の特定保健指導が終了後、本人が体調改善を意識できるプログラムを開発します。	検討	→	→	→	実施

10.生活習慣病重症化予防のためのアプローチ

取り組み内容	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
糖尿病重症化予防					
未治療者に対して状況を把握し、受診勧奨を行います。	継続	→	→	→	→
相談希望者には、最寄りの保健福祉センターでの健康相談・健康教室を紹介し個別性の高い支援を提供します。	継続	→	→	→	→

なお、第2期においては、糖尿病だけでなく、高血圧症も生活習慣病重症化予防事業の対象として拡大することを検討します。

11.計画の推進

(1) 推進体制

本計画は、行政のみならず、民間団体や保健・医療などの各機関との連携が欠かせないものになります。したがって、関係機関や市民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知をはかり、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

庁内では関係各課の連携強化をはかり、新たな「八王子市基本構想・基本計画（みんなで紡ぐ幸せ 八王子ビジョン2022 活力ある魅力あふれるまちへ）」や第2期八王子市保健医療計画に基づき、本計画を推進していきます。

(2) 情報発信

特定健康診査や特定保健指導の実施内容など、本計画について市民への周知をはかるため、広報やパンフレット、ホームページなどの多様な媒体や各種事業を通し、情報発信・広報活動を行っていきます。

(3) データの蓄積と活用

特定健康診査、特定保健指導のデータ及びレセプトデータを蓄積し、定期的に医療費分析、各種事業の効果検証をおこなうことで本計画の推進に活用します。なお、データの活用にあたっては個人情報保護の観点から細心の注意を払い適切に取り扱います。

八王子市国民健康保険 特定健康診査等実施計画 第2期（概要版）

発行日／平成25年3月

発行／八王子市 健康福祉部 地域医療推進課

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL 042-620-7428 FAX 042-621-0279

URL <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>